



随時記者発表

項 目	日高振興局管内における野鳥監視重点区域の解除等について				
区 分 等	発 表	月	日	時 分	説明者
	資料配布	5月	19日	15時 00分	
配布資料					
発表要旨	<p>○ <u>様似町</u>で4月20日（水）に回収された死亡野鳥（クマタカ）からA型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応が確認されたことに伴い、4月22日（金）に環境省が指定した野鳥監視重点区域（回収地点から半径10km以内）は、その後、当該区域内で野鳥の大量死等が確認されなかったため、<u>5月18日（水）24時に解除（※）</u>されましたのでお知らせします。</p> <p>※ 環境省では野鳥監視重点区域を高病原性確認個体の回収日の次の日を1日目として28日目の24時に解除するとしております。</p> <p>○ 5月6日（金）に北見市内で回収された衰弱野鳥（オジロワシ）1羽から高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認（陽性）されたことに伴い、<u>北見市内の野鳥監視重点区域内の渡り鳥の飛来地等（10地点）</u>において、5月14日（土）から16日（月）にかけて、オホーツク総合振興局が鳥類生息状況等に係る緊急調査を実施した結果、野鳥の大量死等は確認されませんでした。</p> <p>○ 5月14日（土）に網走市内の農場の家きん（鶏）が高病原性鳥インフルエンザウイルスの疑似患畜であることが確認されたことに伴い、<u>網走市内の野鳥監視重点区域内（家きん農場から半径10km以内）の渡り鳥の飛来地等（10地点）</u>において、5月14日（土）から16日（月）にかけて、オホーツク総合振興局が鳥類生息状況等に係る緊急調査を実施した結果、野鳥の大量死等は確認されませんでした。</p> <p>〈道の今後の対応〉 国内の野鳥サーベイランス(調査)が「対応レベル3」（最高レベル）とされていることから、各振興局で野鳥生息場所の監視、死亡野鳥等の検査などの監視強化を継続します。</p> <p>〈参考〉 ※ 高病原性鳥インフルエンザは、感染した鳥と密接に接触するなどの特殊な場合を除いて、通常では人に感染しないと考えられています。</p>				
報道に当たってのお願い					
担 当	<ul style="list-style-type: none"> 環境生活部自然環境局野生動物対策課野生鳥獣係（担当者：車田） TEL：011-231-4111（内線24-382）ダイヤルイン:011-204-5205 日高振興局保健環境部環境生活課（担当者：中村） TEL：0146-22-9250 				